

## 「市民と市長の話し合いの場」

### 市長と語る会 終わる

十二所地区で行なった市長と語る会のもよう



8月1日、十二所を皮切に開催した今年の「市長と語る会」も10月11日の御成町地区を最後に終了しました。

各地の「市長と語る会」では、221件にわたる要望等がございましたが、このうち土木課関係が84件と全体の3分の1をしめ、その中でも道路舗装の要望が大部分をしめており、市としても現地調査をすすめながら早期実現を目指に努力することにしています。

次に多かったのは、教育委員会関係の

30件で、二井田、真中地区では、51年度の統合に関連した問題が活発に話し合われたのをはじめ、各地区とも児童教育の重要性についての話し合いがなされました。

環境保護関係としては、9月1日から施行されている公害防止条例に関連した悪臭、騒音、汚水に関する問題が、話し合われたほか、交通安全のための横断歩道、カーブミラーの設置の要望などがだされました。

都市開発関係としては、街灯の設置要望が大部分をしめ、また、福祉関係では保育園、幼稚園の補助金を増



に計画された特定事業で施工不可能となったという事実はない。ただし、総需要

額してもらいたいなどの要望がありました。10地区の「市長と語る会」の中で、道路舗装等の要望に対し、石川市長は、「具体的に計画された特定事業で施工不可能となつたという事実はない。ただし、総需要

抑制政策の一つとして金融引き締めが行われており、市町村にも適用されています。そのため、道路舗装などをやるにもその財源の調達が難かしい状態にあり、非常に窮屈である事は事実であるが極力前向きで対処していく方針であると説明し、市民の協力を求めました。今回だされた221件の要望についても目下各課で検討中であり、実現の可能なものは、新年度早々に予算化され、市民の要望に応えることにしておきます。

公設総合地方卸売市場(場長、千葉博)

#### ■業務係

- ◆市場施設の管理運営に関する事
- ◆市場施設の使用に関する事
- ◆卸売業者、仲卸業者および買受人の許可並びに業務の指揮監督に関する事
- ◆取扱い品目の統計、市況調査に関する事
- ◆市場内の秩序ならびに市況調査に関する事

福祉事務所(所長、浅利兵造)

#### ■庶務係

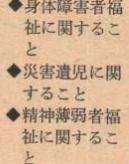
- ◆保護品の納品に関する事
- ◆寄附品の採納に関する事
- ◆社会福祉統計に関する事
- ◆民生委員、児童委員に関する事
- ◆保育所に関する事
- ◆乳児医療費及び福祉医療費に関する事

◆児童手当、児童扶養手当に関する事

◆社会福祉団体に関する事

#### ■福祉係

- ◆児童福祉に関する事



- ◆身体障害者福祉に関する事
- ◆災害遭難に関する事
- ◆精神薄弱者福祉に関する事

#### ◆老人福祉に関する事

#### ◆母子福祉に関する事

#### ◆行旅病人、行旅死亡人および浮浪者に関する事

#### ◆災害見舞に関する事

#### ◆引揚者、戦没者の遺族および戦傷病者の援護に関する事

#### ◆元軍人、軍属の恩給および扶助料に関する事

#### ◆敬老会、懸念祭等の行事に関する事

#### ■保護係

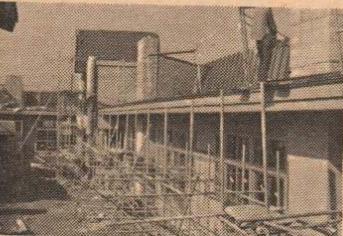
- ◆生活保護法に定める保護の決定および実施、更正指導に関する事

## 桂城幼稚園 新築工事進む

現在の桂城幼稚園敷地内に7月24日から着工していた新しい桂城幼稚園の新築工事は、11月20日の竣工を目指し最後の追い込みに入っています。

現幼稚園は、児童教育の場としての十分な機能を發揮するには少々老朽化し過ぎているために、また児童収容能力も十分でないために新築が急がれていたものです。

工事内容としては、建築費5,937万円、敷地面積3,275m<sup>2</sup>、建物面積992.5m<sup>2</sup>、教室7、職員室1と従来の桂城幼稚園に比較すると面積設備、環境とも児童教育の場として適しております。



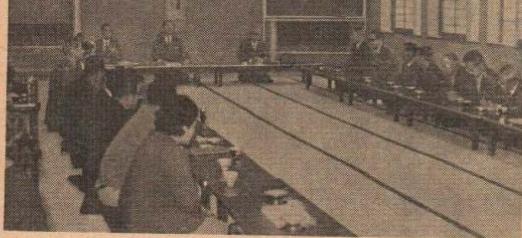
工事中の桂城幼稚園

## 人権擁護委員きまる

9月15日付で次の9氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を守り、それをひろめるために市町村におかれれる委員で市町村長の推せんによって法務大臣が委嘱するものです。

#### 記

- 高清水直子さん (餅田)
- 柳谷 武氏 (二井田)
- 佐々木茂見氏 (雪沢)
- 兜森 運吉氏 (鯨鈞)
- 小田 春二氏 (駿河内)
- 菊池 礼三氏 (東台)
- 内藤 秀雄氏 (駿河内)
- 星沢 恒一氏 (花岡町)
- 小野 清氏 (花岡町)



話し合いの進展がみられないため、松橋副知事を迎え話し合いの場が設けられたものです。

副知事はあいさつの中で先日、上京のさい、文部省へ出向いて、地元の不安を解消するため話し合った結果、近日中に国

の意見がだされました。  
2時間半にわたる副知事との話し合いは、最終意見の相違がみられ、結論を得るまでにいかなかったものの、市と県の意図することが理解していただけたものと思います。

話し合いの進展がみられないため、松橋副知事を迎え話し合いの場が設けられたものです。

副知事はあいさつの中で先日、上京のさい、文部省へ出向いて、地元の不安を解消するため話し合った結果、近日中に国

#### ■国民健康保険の目的

国民健康保険(国保)は職場などの健康保険に加入しておらない人が、病気やケガなどで経済的に困らないようにするために、それぞれの収入に応じて保険税を出し合い、これに国や市が援助して医療費を負担するという目的で生まれた制度です。

#### ■保険者、被保険者

国保を運営するのは、それぞれの市町村でこれを保険者といいます。

保険者は、被保険者、医師、薬剤師、学識経験者の中から15名を国保運営委

員に委嘱し、それぞれの立場の利害を調整して事業を円滑に運営しております。

被保険者とは、国保に加入している世帯主およびその家族ひとりひとりのことをいいます。

■国保に加入しなければならない人  
職場の健康保険共済組合、日雇健康保険、船員保険

に加入できない人および生活保護を受けない人は、すべて国保に加入しなけれ

ばなりません。

#### ■国保に加入する日、やめる日

#### <加入する日>

- ・他の市町村から転入してきた日
- ・職場の健康保険をやめた日
- ・出生した日
- ・やめる日
- ・他の市町村へ転出した日の翌日

- ・死亡した日の翌日
- 以上とのおり国保に加入する日、やめる

日は市役所に届出た日ではなく、その事実が発生した月となっておりますから、税負担や医療給付で不利益にならないようできるだけ早く届出をしてください。

#### ■被保険者証

国保に加入すると加入資格の証明書として1世帯に1枚の被保険者証が交付されます。家族に異動があった場合は市役所に届出て訂正してください。なお被保険者証を勝手に書き直したり、不正に使用すると罰せられますからご注意ください。

## 国民健康保険の制度

### 国保情報

No. 1